明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令（総務六九）　一
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七一）　二

〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務二七九）　二
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同二八〇）　三
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同二八一）　三
○小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件の一部を改正する件（同二八二）　三
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同二八三）　三
○無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二八四）　四
○無線設備規則第四十九条の十四第一号ニただし書の規定により、同号ニ本文の規定を適用しない無線設備を定める件の一部を改正する件（同二八五）　四
○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同二八六）　四
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同二八七）　四
○別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件の一部を改正する件（同二八八）　四
○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件の一部を改正する件（同二八九）　四
○四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件（同二九〇）　四
○無線設備規則第四十九条の十四第三号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を定める件（同二九一）　四
○間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件（国土交通八六〇）　四
○耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件（同八六一）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　五
特殊法人等　平成二十五事業年度財務諸表（独立行政法人医薬品医療機器総合機構・独立行政法人都市再生機構）関係　五
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他　六
会社決算公告　五

省令

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号(3)中「体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供する」を「体内に植え込まれた医療機器から得た情報を体内に植え込まれた無線設備と体外の無線設備との間又は体外の無線設備相互間で行う」に、「体内の無線設備が」を「体内に植え込まれた医療機器から」に、「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下」に改め、同項第三号中「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表八の項送信設備の欄中「三一五・二五MHz以下」の下に「、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下」を加える。

第二十四条第十七項中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下」に改める。

第四十九条の十四第一号中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下」に改め、同条第三号中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数」を「四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数」に改め、同号ハ中「生体内に植え込まれた状態」を「体内に植え込まれた」に、「生体外」を「体外」に改め、「同じ。」の下に「及び体外無線設備（人体部位の表面等の体外に設置された状態において使用される無線設備（体外無線制御設備を除く。）をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同ハただし書中「生体」を「人体」に改め、「体内無線設備」の下に「又は体外無線設備」を加え、同号ニ中「体外無線制御設備は、次の」を「次に掲げる」に改め、同ニに次のただし書を加える。

ただし、体外無線制御設備の制御により電波を発射する体内無線設備又は体外無線設備及び四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備又は体外無線設備のうち等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下のものについては、この限りでない。

第四十九条の十四第三号ニ(1)ただし書中「四〇二MHzを超え四〇五MHz以下のすべて」を「四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数帯域又は四〇二MHzを超え四〇五MHz以下」に改め、「体内無線設備」の次に「、体外無線設備」を加え、同ニ(3)中「かつ、」の下に「四〇一MHzを超え四〇二MHz以下及び四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数又は」を加える。